

社会的責任に関する円卓会議 ともに生きる社会の形成に向けた行動計画素案

1. 協働によって取り組むべき課題

私たちの社会は、性別、世代、民族、国籍、障がいの有無など、さまざまな異なる背景を持つ人々で構成されています。「ともに生きる社会の形成ワーキンググループ」では、性別、世代、民族、国籍、障がいの有無などにかかわらず、全ての人々が「いのち」を尊重しあい、「ちがい」を認め合い、互いを支え合うことにより、誰もが人間らしく幸せに暮らせる社会、そして、全ての人々が、やりがいのある仕事と充実した生活を両立させ、自らの意志で多様な選択が可能となる社会の構築を目指して、課題の共有と協働によって取り組むべき行動について議論を重ねてきました。

議論を踏まえて私たちは、「ともに生きる社会の形成」に向けて協働によって取り組むべき課題を次の3つに分類し、目標と行動計画を策定しました。

① 「ちがい」を認め合い、互いを支え合うことにより、誰もが人間らしく幸せに暮らせる社会の形成

性別、世代、民族、国籍、障がいの有無などの「ちがい」が、就労や就学、自己実現や社会参画に影響を与えています。私たちは「ちがい」を認め合い、互いを支え合う社会の形成を通じて、誰もが幸せに暮らせる社会の形成をめざして行動します。

② 「多様な選択のある働き方」を可能とする社会の形成

やりがいのある仕事と充実した生活との両立や、子育てや介護など家族の変化やライフステージに対応した働き方の実現には、社会的機運の醸成や制度の整備が必要です。私たちは仕事と生活の両立が可能で、自らの意志で多様な選択のある働き方が可能な社会の形成をめざして行動します。

③ 「ともに生きる社会」に沿った商品・サービスのある社会の形成

「ともに生きる社会」の形成には、全ての人々が安心して利用できる商品やサービスが必要です。また多様な選択のある働き方を支える商品やサービスも求められています。私たちは「ともに生きる社会」に沿った商品・サービスがある社会の形成をめざして行動します。

2. 成果目標

(1) 中長期で達成する国民の便益等（アウトカム）の目標

ともに生きる社会の形成は、国民全体にとって利益をもたらすものです。これまで排除されてきた人々が社会に参画することで、社会全体が生み出す価値は増大し、福祉コストは低減します。多様な選択のある働き方が可能となることで、やりがいある仕事を続けることができる人々が増えれば、生産性が向上し社会に活力が生まれます。全ての人々に配慮のある商品・サービスや、多様な選択のある働き方を支える商品・サービスは、利用する人々を幸せにするだけでなく、これまで見落とされてきた消費を拡大し、経済の活性化にもつながります。

私たちはともに生きる社会の形成をめざして、中長期的には次の目標を実現することに努めます。

①「ちがい」を認め合い、互いを支え合うことにより、誰もが人間らしく幸せに暮らせる社会の形成に関する目標

1-1 「ちがい」を超えて、人々がともに働く機会を増やします

働く意欲を持ちながらも、働く機会から排除されている人々がいます。私たちは、障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、意欲と能力に応じて誰もが働く機会を得るために必要な施策に協働で取り組みます。

●具体的な成果目標（※については図表1の指標を参照。以下同じ）：

障がい者実雇用率の向上（※）、高齢者就業率の向上（※）、女性の就業率の向上（※）、年代による失業率の差の是正 等

1-2 「いのち」が尊重される社会を拡大します

社会とのつながりが感じられず社会から孤立して暮らす人や、心身の病気等により働くことが続けられない人、自ら命を落とす人がいます。私たちは「いのち」を大切にする社会を実現するために必要な施策に協働で取り組みます。

●具体的な成果目標：

自殺者数の低減、「孤独死」「孤立死」の実数把握と低減、定期健診受診率の向上、長時間労働者に対する医師による面接指導の普及率の向上、メンタルヘルスケアを受けられる職場（機会）の増加（※）、長期休業者数の低減 等

②「多様な選択のある働き方」を可能とする社会の形成に関する目標

2-1 仕事と生活のバランスが保てる社会的機運を醸成します

仕事と生活の両立には、休暇制度の拡充や労働時間の短縮、働く人が家事・育児・子育てに参画しやすい職場環境の整備のほか、多様な選択のある働き方を受容する社会の形成も必要です。家庭、職場・組織、地域社会において、自らの意志で多様な選択のある働き方ができる社会を形成する機運を、私たちは協働して醸成していきます。

●具体的な成果目標：

長時間労働の低減（※）、年次有給休暇取得率の向上（※）、短時間勤務制度の導入率向上（※）、女性の継続就業率の向上（※）、男性の育児休業取得率の向上（※）、世論調査での関連指標の改善 等

2-2 やりがいのある仕事や充実した生活が断絶しない社会を形成します

子育てや介護など家族の変化やライフステージに対応した働き方を実現するうえで、働く人を支援する家庭（家族）や地域の役割が重要です。要介護者や認知症高齢者を地域で支えるため、その担い手の確保・育成、高齢者など地域で暮らす人々の時間や能力の活用、社会的企業の創業促進などにより、やりがいのある仕事を続けながら家族的責任を果たし、充実した生活を断絶することなく地域参画が可能となる社会を形成するために、私たちは協働して必要な施策に取り組みます。

●具体的な成果目標：

社会起業家の増加、労働者の地域活動への参加時間の増加、自己啓発を行っている労働者の割合の増加（※） 等

③「ともに生きる社会」に沿った商品・サービスがある社会の形成に関する目標

3-1 多くの人に配慮のある商品・サービスの開発と普及に努めます

高齢者、障がい者、外国人など、より多くの人々が安全に利用できる商品・サービスがある社会のために、私たちはユニバーサルデザインや共用品・共用サービス、言語や文化のちがいに配慮した表示等の開発や普及に、協働して取り組みます。

●具体的な成果目標：

主要な商品・サービスにおける共用品普及率の向上、行政文書やサービスのわかりやすさの向上 等

図表1：「ともに生きる社会の形成」に関連する政府等の数値目標

政府等で確認された以下の数値目標の意義を理解し、その達成に寄与することを成果目標とする。

1. 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の新合意」における数値目標
(2010. 6. 29 仕事と生活の調和推進官民トップ会議)

<2020年の目標値（14の指標から抜粋）> [現状値→目標値]

・就業率 60～64歳 57.0%→63%

25～44歳 女性 66.0%→73%

- ・週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 10.0%→5 割減
- ・年次有給休暇取得率 47.4%→70%
- ・メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場割合 33.6%→100%
- ・短時間勤務を選択できる事業所割合 (参考) 8.6%以下→29%
- ・自己啓発を行っている労働者の割合
正社員：42.1%→70%、非正社員：20.0%→50%
- ・第1子出産前後の女性の継続就業率 38.0%→55%
- ・男性の育休取得率 1.23%→13%
- ・6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間 1日当たり 60分→2.5時間

2. 「新成長戦略」における数値目標 (2010.6.1 閣議決定)

<2020年までの目標> (「仕事と生活の調和の新合意」との重複項目は省略)

- ・障がい者の実雇用率 1.8%

(2) 向こう2年間(2011～2012年度)で達成する取り組み(アウトプット)の目標

上記の中長期目標の実現のために、私たちは次の取り組みを行います。また取り組みを通して、上記の中長期目標のうち2017年度までに達成すべき目標を明らかにすることをめざします。

取り組み1：3つの課題に沿った具体的な行動計画の策定・実施

「ともに生きる社会の形成」に向けた3つの課題(1. ①～③)に沿って、3つの行動計画を策定し、それぞれ成果目標(具体的課題)の達成に協働して取り組みます。

取り組み2：「暮らしやすさ」(ともに生きる社会の形成の実現状況)の見える化

私たちは、障がい者、高齢者、外国人などの暮らしにくさを解消し、全ての人々が支え合うことで、誰もが人間らしく暮らせる社会の形成に協働して取り組む中で、その現状や実現状況の「見える化」を進めます。それにより、ともに生きる社会の形成におけるPDCAサイクルを回していきます。

「見える化」の例として、既存データ等を整理・活用することや、取り組みのモデルケースを抽出し紹介することを想定しています。さらに、人的多様性に配慮した暮らしやすい社会のあり方を数値で示し、今後の改善に資するための「指数」の開発について、その当否を含め検討します。

取り組み3：「地域会議」の開催

私たちは、「ともに生きる社会の形成」をテーマとした地域会議の開催を、各地に呼びかけます。地域で必要とされる「ともに生きる社会の形成」に向けた取り組みや、地域ごとの目標設定について、多様なステークホルダーで議論を行うことにより、上記の中長期目

標の達成がより現実的なものとなります。私たちは、地域会議の開催に必要な情報の提供や、各ステークホルダーの参加促進に努めます。

取り組み4：「国民運動」の実施

行動計画に賛同し、自らの組織でも必要な行動に積極的に取り組もうとする組織が参加しやすく、参加の様子が可視化できるしくみづくりに、私たちは協働して取り組みます。現時点で円卓会議に参加をしていない他のステークホルダーを含め、行動計画への参加を広く呼びかける「ともに生きる社会の形成のための国民運動」を提唱し、国連グローバルコンパクトをモデルにした参加しやすい枠組みを構築します。またこの運動を通じて各主体の参加状況を可視化し、参加率の向上に努めます。

3. 行動計画

私たちは、「ともに生きる社会の形成」に向けた3つの課題に関する成果目標を実現するために、ステークホルダーごとに次のような取り組みを行います。

(1) 「『ちがいがい』を認めあい、互いを支えあうことにより、誰もが人間らしく幸せに暮らせる社会の形成」に関する取り組み

①成果目標：障がい者雇用の促進と、より質の高い「障がい者就労」を可能にする環境づくり

②各ステークホルダー／主体の行動

- | | |
|----------------|---|
| 事業者団体 | ： 仕事の発注、障がいの特性に合う仕事の開発を会員企業へ呼びかける。 |
| 消費者団体 | ： 障がい者就労の実情を知る。福祉作業所との交流、福祉作業所の商品の販売（生協）・購入を行う。 |
| 労働組合 | ： 企業経験者がジョブコーチとなって就労を支援する。
企業経験者が地域の仕事を開拓する。 |
| 金融セクター | ： 一事業者として障がい者雇用の促進に努める。 |
| NPO・NGO | ： ロットの大きな企業の仕事を福祉作業所間で共同受注する。
企業へのジョブコーチ派遣を行う。 |
| 行政 | ： 障害者雇用対策を推進する。
「工賃倍増5カ年計画」を推進する。 |
| その他 | ： デザイナーが作業所の商品デザインを支援する。 |

③主体間の協働した取組

(2) 「『多様な選択がある働き方』を可能とする社会の形成」に関する取り組み

①成果目標：子育てをする労働者が、安心して働くことのできる環境づくり

②各ステークホルダー／主体の行動

- 事業者団体** : (他のステークホルダーの参考に資するため) 子育てのための環境づくりを実践している企業の(先進)事例を紹介する。
- 消費者団体** : 安心して預けられる保育施設の設置推進や施設の条件について提言を行う。
- 労働組合** : 男性の育児休業取得促進、妊娠・出産後も働き続けられる職場環境の整備、地域の子育てサポートNPO等の紹介と活用支援に取り組む。
- 金融セクター** : 一事業者として子育ての環境の整備に努める。
- NPO・NGO** : 成果目標を共有できるNPO・NGOと他セクターが、協働して事業化できる仕組みづくりを提案し、実行する。
(例：労働組合及び企業等と子育て支援NPOが協働して、保育事業を実施。男女共同参画を実現するために活動しているNPOが他セクターと協働して、男性の育児休業取得を支援する取り組みを実施。ほか)
- 行政** : 「子ども・子育てビジョン」(2010.1.29閣議決定)に基づく取り組みを推進する。
- その他** :

③主体間の協働した取組

(3) 「『ともに生きる社会』に沿った商品・サービスがある社会の形成」に関する取り組み

①成果目標：障がい者、高齢者、外国人など、誰にでも使いやすく配慮された商品やサービス（共用品・共用サービス）の開発と普及

②各ステークホルダー／主体の行動

- 事業者団体** : 商品の企画段階から、障がいを持った人の意見を聞いてつくることを、各企業に呼びかける。
- 消費者団体** : 共用品への理解を進め、啓発活動、共用品の開発・販売（生協）や購入、商品やサービスの使いやすさや配慮についての調査や提言活動を行う。
- 労働組合** : 社員・組合員が自社商品の使いやすさを考える機会づくりに取り組む。
- 金融セクター** : 一事業者として、障がい者などに配慮したサービスの実施に努める
- NPO・NGO** : 障がいを持つ当事者の要望を企業に伝える。
企業の商品企画担当者の交流の場づくりに取り組む。
- 行政** :
- その他** : 製品づくりや障がいに関する専門家の技術協力やアドバイスを受ける。
商品・サービスの使いやすさ調査に協力する。

③主体間の協働した取組

4. 協働プロジェクト案

(1) 就労支援と居住支援、居場所づくりなど支援施策を包括した取り組みの実験

- ・労働組合(連合・労福協)が全国約 150 カ所の地域に設置している拠点(「ワンストップサービスセンター」「ライフサポートセンター」)などを活用し、退職者・高齢者、失業者などの居場所づくりを試みる。
- ・地域のNPO・退職者などと協力して、周辺地域での高齢者(独居)や障がい者、外国人居住者など、孤立しがちな人が安心して暮らせるよう見守り活動を行う。

(2) 「暮らしやすさの見える化」の手法に関する調査・研究

- ・障がい者、高齢者、外国人などの暮らしにくさを解消し、全ての人々が支え合うことで、誰もが人間らしく暮らせる社会に関する「見える化」の手法について協働で調査、研究する。
- ・調査手法の方向性を 2011 年度中に確立し、2012 年度中にその具体化に協働で取り組む。

(3) マルチステークホルダープロセスによる「ともに生きる社会の形成」をテーマとした地域モデル事業の実施・支援

- ・「ともに生きる社会の形成」をテーマとした地域会議の開催を、各地に呼びかける。
- ・ 地域で必要とされる「ともに生きる社会の形成」に向けた取り組みや、地域ごとの目標設定について、多様なステークホルダーで議論を行うことにより、上記の中長期目標の達成を現実的なものとする。
- ・ 検討に際しては、2010 年度の協働プロジェクトである「地域円卓会議モデル事業」と連携をとるなど、その経験・知見を生かす。

5. 政府への政策提言

(1) 「ともに生きる社会の形成」を担当する体制の強化

以 上